

別紙

諮問第1039号、第1056号～第1061号、第1063号、第1064号、第1072号～第1080号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる各訂正請求却下処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各訂正請求に対し、東京都知事が行った別表に掲げる各訂正請求却下処分（以下「本件各訂正請求却下処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各訂正請求は、条例19条2項の要件を欠くものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求については、別表の「諮問日」欄に記載のとおり審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年11月27日に実施機関から理由説明書を、令和7年4月15日、同年9月19日及び同年10月1日に審査請求人から各意見書を収受し、令和6年12月20日（第248回第二部会）から令和7年10月24日（第256回第二部会）まで、9回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件対象保有個人情報について

本件各審査請求に係る対象保有個人情報は、それぞれ別表の「開示された情報」欄に記載のとおりである。

ウ 本件各訂正請求について

本件各訂正請求の趣旨は、別表の「訂正請求内容」欄に記載のとおりであり、実施機関は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったことを理由に、それぞれ却下処分を行った。

エ 本件各訂正請求却下処分の妥当性について

条例19条2項において、訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等（以下「証明書類等」という。）を提出し、又は提示しなければならないとされている。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、審査請求人は、実施機関が提出を求めても証明書類等を提出又は提示しなかったとのことである。

また、実際に審査会において審査請求人が提出した書類を見分したところ、その記載内容からは、証明書類等の提出又は提示があったものと確認することができなかった。

したがって、実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、本件各訂正請求を却下した処分は妥当である。

なお、審査請求人は、本件各審査請求書等において種々の主張を行っているが、こ

れらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表

項番	諮問番号	開示された情報	処分日	処分内容	諮問日	処分理由
		訂正請求内容				
1	1039	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和3年2月26日	却下	令和5年10月20日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供5人の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				
2	1056	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和3年4月16日	却下	令和6年3月26日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				
3	1057	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和3年5月24日	却下	令和6年3月26日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				
4	1058	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇及び〇〇）	令和3年6月24日	却下	令和6年3月26日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				
5	1059	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和3年8月16日	却下	令和6年3月26日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				
6	1060	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和3年7月28日	却下	令和6年3月26日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				

項番	諮問番号	開示された情報	処分日	処分内容	諮問日	処分理由
		訂正請求内容				
7	1061	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇及び〇〇）	令和3年10月21日	却下	令和6年3月26日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				
8	1063	指導経過記録票（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日の受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和4年10月21日	却下	令和6年3月26日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				
9	1064	指導経過記録票（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日の受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和4年10月21日	却下	令和6年3月26日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				
10	1072	児童票（受付番号〇〇） 指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和3年1月22日	却下	令和6年4月3日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供5人の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				
11	1073	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和3年9月15日	却下	令和6年4月3日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				
12	1074	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇及び〇〇）	令和4年1月19日	却下	令和6年4月3日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				

項番	諮問番号	開示された情報	処分日	処分内容	諮問日	処分理由
		訂正請求内容				
13	1075	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和4年1月19日	却下	令和6年4月3日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				
14	1076	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和4年3月29日	却下	令和6年4月3日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				
15	1077	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和4年3月29日	却下	令和6年4月3日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				
16	1078	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和4年5月2日	却下	令和6年4月3日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				
17	1079	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和4年5月6日	却下	令和6年4月3日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				
18	1080	指導経過記録票（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日の受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和4年10月21日	却下	令和6年4月3日	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除して下さい。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除して下さい。				